

公 告

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札、簡易型総合評価落札方式）に付します。

本入札の総合評価落札方式は価格据置型です。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和8年9月11日

愛知県知事 大村 秀章

1 対象工事

(1) 工事名

道路改良事業一般国道247号日長高架橋下部工事（その2）（知-64）（週休2日）

(2) 路線等の名称

一般国道247号（西知多道路）

(3) 工事場所

知多市日長地内

(4) 工期

447日間

(5) 工事の概要

工事延長 L=37.5m

日長高架橋（仮称） Pb1橋脚下部工（上り線） N=1基

日長高架橋（仮称） Pb2橋脚下部工（下り線） N=1基

使用する主要な資機材

橋脚躯体工 コンクリート（24-12-25BB） V=1,718m³

鉄筋（D13～D38、SD345） W=314.16t

(6) 予定価格等

ア 予定価格 金494,917,500円（うち消費税及び地方消費税の額 金44,992,500円）

イ 調査基準価格 有

失格判断基準 有

(7) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

イ 詳細な入札方法等は愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事等電子入札実施要領によるものとします。
（<https://www.pref.aichi.jp/>「分類からさがす」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「建設局・都市・交通局・建築局入札契約関連情報」参照）

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、契約希望金額を見積もる際は、別冊の設計書のうち内訳表及び単価表に明示された条件及び数量を優先してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

（8）本工事は、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価（簡易型）落札方式の工事です。

（9）本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札してください。

また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

2 競争参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

（1）土木工事業について、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。

（2）令和8年度及び令和9年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の入札参加資格者名簿に登載されている営業所が建設業法上の主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が知多建設事務所管内又は知立建設事務所管内※にあり、当該営業所で土木工事業を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。（以下同じ。）

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む。）に届け出た、主たる営業所をいいます。（以下同じ。）

※建設事務所管内の区域については、別紙「各建設事務所の管内一覧」により確認してください。

（3）令和8年度及び令和9年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格の認定において、認定された土木工事業の総合点数が1,150点以上であること。

（4）元請として、過去15年間（平成23年4月1日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで）に次に掲げる工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。

・道路橋における鉄筋コンクリート構造の下部工事

なお、道路橋とは、道路法上の道路の橋梁のことです。

なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとします。

また、経常建設共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の1者が元請としての施工実績を有していること。

（5）配置予定の主任（監理）技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した（4）に掲げる工事に監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）、主任技術者又は現場代理人（愛知県発注工事において、「現場代理人及び主任技術者に関する特約条項」で定められた「現場責任者」を含む。以下同じ。）として従事した経験を有する者であること。なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）の工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

（6）配置予定の主任技術者又は監理技術者については、当該工事の施工管理等に必要な一級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者を配置すること。

（7）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（8）参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

（9）参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴

力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

- (11) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第 9 条の 2 第 2 項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）

と子会社等（同条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア) については会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

④会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

ア 「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

株式会社オリエンタルコンサルタンツ、株式会社長大

イ 「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の (ア) から (ウ) のいずれかに該当する者です。

(ア) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- a 親会社等と子会社等の関係にある場合
- b 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、aについては会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (13) 経常建設共同企業体として参加申込書を提出した場合、その構成員は、単体として参加申込書を提出することはできません。
- (14) 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発注した土木工事業に係る工事（令和3年4月1日の組織再編における従前の組織の発注工事を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。）のうち、過去2か年度（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が60点以上であること。
- (15) 別記「総合評価落札方式に関する事項」（2）ア技術提案に関する事項（簡易な施工計画）において提案があること。「標準案どおり」のみの記載は提案がないとみなします。なお、発注者が設定した簡易な施工計画の課題は、技術提案資料の様式に記載しているとおりです。

3 入札関係図書の配布等

(1) 設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化を実施しておりますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（CALS／EC）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6608

電子メール kensetsu-somu-keiyaku@pref.aichi.lg.jp

イ ダウンロードできる期間

令和8年9月11日（金）午前9時から令和8年10月22日（木）午前10時まで

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア 本公告及び入札関係図書に対する質問（技術資料を作成するために必要な質問を含む。）は、次のとおり文書（様式自由。ただし、愛知県知事あてとして、代表者名により提出してください。）を郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、15(10)のとおりです。（以下同じ。）

(ア) 受付場所

(1) アに同じ。

(イ) 受付期間

令和8年9月14日(月) 午前9時から令和8年9月25日(金) 午後5時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後すみやかに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)の入札情報サービスにおいて、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

掲載期間

令和8年9月30日(水) 午前9時から令和8年10月22日(木) 午前10時まで

4 参加申込書及び技術資料の提出期間等

- (1) 入札に参加を希望する者は、参加申込書及び技術資料(技術提案資料(参考資料を含む。)、加算点申告表及び加算点算出チェックリスト)を電子入札システムにより提出しなければなりません。また、技術資料については、圧縮ファイル(ZIP形式)を使用して、1つの添付ファイルとして送信してください。このとき、添付ファイルの大きさは1MB以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。技術資料に参考資料があり、添付ファイルの大きさが1MBを超える場合には、その参考資料を別途郵送(書留郵便に限る。)、電子メール又は持参することにより1部提出してください。提出先は3(1)アと同じです。(参加申込書は、電子入札システム上で参加申込を行うことにより送信されます。「参加申込書」という様式を添付ファイルとして提出する必要はありません。)

なお、提出期限後の技術資料の修正、再提出等は認められません。

- (2) 期限までに参加申込書及び技術資料を提出していない者は入札に参加することができません。

参加申込書及び技術資料の提出期間

令和8年9月14日(月) 午前9時から

令和8年10月1日(木) 午後5時まで

(電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで)

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和8年10月20日(火) 午前9時から

令和8年10月21日(水) 午後5時まで(入札書受付締切予定日時)

(電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで)

6 開札予定日時及び開札場所

令和8年10月22日(木) 午前10時

愛知県建設局土木部建設総務課

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

- (1) 愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条(入札の無効)及び愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事等電子入札実施要領第15条(電子入札の無効)に該当する入札は、無効とします。
- (2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、

無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札も無効とします。

- (3) 工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

9 落札者の決定方法

- (1) 1 (6) アの予定価格の範囲内で入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。なお、評価値最大の者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。

- (2) 落札候補者は、開札日から起算して3日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、事後審査に必要な書類を、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は持参により、提出期間内必着で提出しなければなりません。ただし、評価値が最大の者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の配布及び提出場所

3(1)アに同じ。

イ 提出部数

1部

ウ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。

オ 技術資料及び事後審査に係る書類の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点※より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行います。減点（減じる点数）は下記の計算式のとおりです。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

※審査した加算点とは、発注者が審査書類を確認した結果の加算点です。

カ 落札候補者の入札価格が愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条の基準価格を下回った場合において、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の評価値をもって入札した者を新たな落札候補者とします。

キ 失格判断基準

入札価格が基準価格を下回った者で、かつ、入札価格の積算内訳の費目別金額が愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第4条の失格判断基準のいずれかに該当した場合は、その者の入札は失格となります。

- (3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日は含まない。）以内にその旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（日曜日、土曜日及び休日は含まない。）に書面で回答します。

10 契約書の作成の要否

要（愛知県公共工事請負契約約款のとおり）

11 契約の保証

- (1) 落札者は、財務規則第129条の2の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供
 - イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証
- (4) (1) から (3) に掲げる契約の保証は契約の締結時までに付さなければならない。

12 支払条件

愛知県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）の規定に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

(1) 支払限度額及び出来高予定額

- ア 令和8年度の支払限度額は、194,917,500円とし、残額の支払いは令和9年度とする。
- イ 令和8年度末までにあげる出来高予定額は、216,580,000円とする。

(2) 前金払

- ア 約款第36条第1項の前金払の率は、10分の4とする。
- イ 令和8年度の前払金の支払限度額は、(1)イに定める出来高予定額に、アに定める率を乗じて得た額とする。
- ウ 令和9年度の前払金の支払限度額は、請負代金額にアに定める率を乗じて得た額から、イに定める支払限度額を控除した額とする。
- エ 令和8年度末における出来高が、(1)イに定める出来高予定額に達していないときは、出来高予定額に達するまで令和9年度の前払金を請求することはできない。

(3) 中間前金払

- ア 中間前払金の支払請求は、約款第36条第4項の規定にかかわらず、次に定める額を限度とする。
 - (ア) 令和8年度の中間前払金の支払限度額は、(1)イに定める出来高予定額に10分の2の割合を乗じて得た額とする。ただし、中間前金払を行う前に出来高予定額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、出来高予定額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。
 - (イ) 令和9年度の中間前払金の支払限度額は、請負代金額に10分の2の割合を乗じて得た額から、(ア)に定める支払限度額を控除した額とする。ただし、中間前金払を行う前に請負代金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。
- イ 各年度の中間前払金の支払請求は、各年度の工事実施期間（令和8年度は着手日から令和9年3月31日まで、令和9年度は令和9年4月1日から完了日まで）の2分の1を経過し、かつ、工程表により、その時期ま

で実施すべき作業が行われ、各会計年度の進捗において要した経費が各会計年度末の出来高予定額（令和8年度は（1）イに定める額、令和9年度は請負代金額から（1）イに定める額を控除した額）の2分の1以上に相当するものでなければすることができない。

ウ 各会計年度において中間前払金を行う前に部分払を請求した場合は、当該会計年度において中間前払金を請求することはできない。

（4）部分払

ア 各会計年度において中間前払金を請求した場合は、当該会計年度において部分払を請求することはできない。ただし、各会計年度末は、次の額の範囲内で部分払の請求をすることができる。

（ア）令和8年度末における出来高が、（1）イに定める出来高予定額に達している場合は、（1）アに定める支払限度額から支払済の前払金及び中間前払金を控除した額

（イ）令和8年度末における出来高が（1）イに定める出来高予定額に達していないとき及び令和9年度末において工事を完成させることができなかった場合においては、イに定める式により算定した額

イ 部分払金の額は、約款第38条第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金額 × 出来形割合 × 9/10 − 当該部分払を請求する前年度までの支払済前払金、中間前払金及び部分払金の額 −

$$\frac{\text{当該部分払を請求する年度の前払金額及び中間前払金の額}}{\text{当該部分払を請求する年度末までの出来高予定額} - \text{当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額}} \times (\text{請負代金額} \times \text{出来形割合} - \text{当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額}) - \text{当該部分払を請求する年度の支払済部分払金の額}$$

（5）支払限度額及び出来高予定額は、入札後に変更することがあります。

13 関連情報を入手するための照会窓口

3（1）アに同じ。

14 特定の不正行為に対する措置

（1）本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。

（2）本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

（3）契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

（4）本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

（5）本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

（1）入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。

また、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスの入札公告に掲載している「入札及び契約に関する留意事項」を熟読すること。

- (2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 現場説明会は実施しません。
- (4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 1 (4) に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (6) 契約締結後の技術提案
- ア 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「VE提案」という。）することができます。提案を採用する場合には、変更契約を行います。詳細は設計図書によります。
- イ VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。
- ウ 本工事のVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではありません。
- (7) 配置予定の主任（監理）技術者等について
- ア 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定の主任（監理）技術者を当該工事の現場に配置すること。
- イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の主任（監理）技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任が求められない場合を除く。）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信してください。
- なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、3 (1) アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。
- ウ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定の主任（監理）技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合に限りです。
- (8) 工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (9) 別記「総合評価落札方式に関する事項」 (2) 評価項目と評価基準及び事後審査資料別紙2に記載する愛知県の各組織については、令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。
- (10) 電子メールについて
- 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは15MB以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。
- (11) 電子契約について
- 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、「建設工事等における電子契約について」を参照してください。
- (12) 問い合わせ先
- 3 (1) アに同じ。

別記「総合評価落札方式に関する事項」

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2) の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次の①式で計算します。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点} \} \div (\text{入札価格} \div \text{予定価格}) \quad \cdots \cdots \text{①}$$

ただし、入札価格が、愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条により定められた基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて据置価格を代入した次の②式で計算します。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点} \} \div (\text{据置価格} \div \text{予定価格}) \quad \cdots \cdots \text{②}$$

②式における据置価格は、基準価格と同じです。

①式、②式ともに、標準点は100点であり、加算点合計は最大42.5点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

過去の実績や今回の入札参加者がJVの場合は、末尾に掲げる表のとおり扱います。

ア 技術提案に関する事項（簡易な施工計画）（配点5点）【課題数1】

評価項目	評価基準	加算点
簡易な施工計画 【課題】 橋梁下部工における現場打ちコンクリートの品質確保に配慮した施工方法について	橋梁下部工における現場打ちコンクリートの品質確保に配慮した施工方法について、本工事における施工上の特徴を踏まえ、標準案の確実な履行のために、「現地に即して配慮した施工方法の記載が、具体的かつ履行確認できる」場合に評価する。 提案数は5提案以内とする。	有効な提案数により評価 5提案：5点 4提案：4点 3提案：3点 2提案：2点 1提案：1点 0提案：0点

※ 簡易な施工計画については、確実に履行できる内容とすること。

イ 企業の技術力に関する事項（配点15点）

評価項目	評価基準	加算点
①企業評価対象工事の施工実績（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※1※2※3	3件以上	3点
	2件	2点
	1件	1点
	該当なし	0点
②工事成績 （（イ）と（ロ）のうち、加算点の大きい方を適用する。）	（イ）過去3年間（令和5年度から令和7年度）に完了した愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点※4※5	83点以上 5点
		81点以上 83点未満 4点
		79点以上 81点未満 3点
		77点以上 79点未満 2点
		75点以上 77点未満 1点
		上記に該当しない 0点
	（ロ）前年度（令和7年度）に完了	5件以上 5点

	した愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の工事成績評定点のうち、75点以上の工事件数※4	4件	4点
		3件	3点
		2件	2点
		1件	1点
		上記に該当しない	0点
③優良工事表彰の有無（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで）※6※7		2件以上の実績あり	2点
		1件の実績あり	1点
		実績なし	0点
④中長期的な担い手の確保（過去2年間：技術資料を提出する前日から24ヶ月間）※8-1※8-2		若手技術者の雇用実績あり	1点
		上記に該当しない	0点
⑤国家資格等の取得者の有無（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで）※9		取得者あり	1点
		取得者なし	0点
⑥建設機械の保有※10-1※10-2※10-3		11台以上	1点
		5台以上11台未満	0.5点
		上記に該当しない	0点
⑦ICT活用工事の取組実績の有無（過去1年間：令和7年4月1日から技術資料を提出する前日まで）※11		実績あり	2点
		実績なし	0点

※1 企業評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる工事です。

道路橋における1基あたりコンクリート打設量950m³以上の橋梁下部工の施工を含む土木一式工事

なお、道路橋とは道路法上の道路の橋梁のことです。

※2 本件入札に参加する営業所（「営業所」には主たる営業所を含む。以下同じ。）の施工実績は、県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。

※3 国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を求めます。

なお、「地方公共団体」の取り扱い及び「特殊法人等」に該当する機関については、別紙を参照してください。（以下同じ。）

※4 過去の元請としての愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事のうち、土木工事業（PC工事除く。）に関する工事成績評定点を対象とします。ただし、草刈り工事及び指示票工事の工事成績評定点は実績として認めません。

※5 各年度最上位成績の平均点の算出にあたり、実績の無い年度については、工事成績評定点を74点とみなして計算します。

※6 愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注した工事での実績を認めます。なお、同業種に限定するものではありません。

※7 愛知県知事からの感謝状において、優良工事として選定された工事を対象とし、感謝状の日付が該当期間内のものを実績として認めます。

※8-1 技術資料を提出する前日から過去2年間（24ヶ月間）に、若手技術者を新たに雇用した場合の実績を認めます。

若手技術者は期限の定めのない雇用契約を締結する労働者（以下「正規社員」という。）に限り認めます。（日付については、労働条件通知書又は労働契約書等の日付で判断します。）ただし、同一企業での再雇用は認めません。また落札者決定時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

※8-2 若手技術者とは新規雇用された日において、満年齢29歳以下で、建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科（国土交通省令で定める学科）又は施工技術検定規則第5条第1項第六号、同条第2項第一号ハ、同項第二号ハ、同項第三号ハ及び同項第四号ハの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者を認めます。

なお、建設業法施行規則第1条に定める学科、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学科は当該工事と同業種に限定するものではありません。

※9 建設業法施行規則第7条の3第2号の表の下欄に掲げる者（実務経験のみによるものを除く。）を対象とします。

同欄に記載のある国家資格等を正規社員が入社後（日付については、労働条件通知書又は労働契約書等の日付で判断します。）に取得し、国家資格等の種類に応じて合格証明書（合格通知書含む。）、免許の登録、免状の交付又は資格者証の交付等の日付が該当期間内のものを認めます。同欄に掲げる者のうち、国家資格等の取得後に実務経験を求めるものについては、実務経験は問いません。また落札者決定時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

なお、対象は当該工事と同業種に限定するものではありません。

※10-1 公告日時点において、元請企業としての保有又は1年以上の長期リースに限り認めます。なお、長期リースはリース期間中を通じて当該企業の日常的な管理下にあるものを対象とし、必要時に借り受ける形態の契約は評価しません。また、下請企業の保有（又はリース）、他の元請企業及び下請企業との共有名義による保有（又はリース）は認めません。

※10-2 対象機種・規格は以下のとおりです。

- ・ブルドーザー（自重3 t以上）
- ・ショベル系掘削機
- ・トラクターショベル（バケット容量0.4 m³以上）
- ・ダンプ車（ダンプ、ダンプフルトレラ、ダンプセミトレラ、土砂等の運搬に供されるもの）
- ・移動式クレーン（吊り上げ能力3 t以上）
- ・高所作業車（作業床の高さ2m以上のもの）
- ・舗装機械・締固め用機械（アスファルトフィニッシャ、モーターグレーダー、タイヤローラー、ロードローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー）
- ・解体用機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機）

対象機種の組合せは問いません（同一機種の複数保有も認める。）。また、舗装機械・締固め用機械及び解体用機械は、上記の括弧書きの内の1機種で1台と認めます。ただし、解体用機械はアタッチメントのみでは評価せず、ベースマシンに装着し解体用機械として使用できる状態で1台と認めます。その際のベースマシンは、他の建設機械と重複して加点しません。

※10-3 本件入札に参加する営業所に限定せず、元請企業としての所有を認め、建設機械の保管場所は県内に限定しません。

※11 愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での土木工事業（PC工事除く。）又はとび・土工工事業に係る取組実績（ICT建設機械による施工に限る。）を対象とし、ICT活用工事取組証に記載の引渡し年月日が該当期間内のものを実績として認めます。なお、取組証に引渡し年月日の記載がない場合、別途引渡し年月日が確認できる資料を求めます。

ウ 配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力に関する事項（配点8点）

評価項目	評価基準	加算点
①技術者評価対象工事の施工実績（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※1 ※2※3※4-1※7	実績あり	1点
	実績なし	0点
②過去5年間（令和3年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了した愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の中から、いずれか1件の工事成績評定点 ※3※4-2※5※6※7	83点以上	5点
	81点以上83点未満	4点
	79点以上81点未満	3点
	77点以上79点未満	2点
	75点以上77点未満	1点
	上記に該当しない	0点
③CPD（継続教育）実績※3※7※8※9※10（令和6年4月1	1年間の推奨単位を2年（24ヶ	2点

日から技術資料を提出する前日まで)	月) 以内に取得	
	1 年間の推奨単位の半分を 2 年 (24 ヶ月) 以内に取得	1 点
	該当なし	0 点

※¹技術者評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる工事です。

道路橋における 1 基あたりコンクリート打設量 630 m³以上の橋梁下部工の施工を含む土木一式工事

なお、道路橋とは道路法上の道路の橋梁のことです。

※²国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を求めます。

※³工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間における配置予定技術者に係る実績を求めます。

※⁴⁻¹監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験（評価対象工事に係る一連の工程に従事）が確認できる場合に限り認めます。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

※⁴⁻²監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認めます。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

※⁵過去の元請としての愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事のうち、土木工事業（PC 工事除く。）に関する工事成績評定点を対象とします。ただし、草刈り工事及び指示票工事の工事成績評定点は実績として認めません。

※⁶今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いたものに限りします。

※⁷①、②、③の実績は同一人のものであること。なお、入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置予定技術者のうち、加算点の合計が最も低い技術者の点数を使用します。また、ペナルティーについては、①から③の加算点の合計に対して適用します。

※⁸建設系 CPD 協議会加盟団体が発行する証明書で確認します。

※⁹証明書の CPD 単位取得期間は 2 年間とし、かつ令和 6 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日までの範囲内のものとします。

※¹⁰証明書は建設系 CPD 協議会加盟団体のうちから 1 団体のみ認めます。証明書発行団体以外の団体の取得単位は CPD 単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めてください。

エ 地域精通度・地域貢献度に関する事項（配点 14.5 点）

評価項目	評価基準	加算点
①地域内における営業所の所在の有無※ ¹ ※ ²	知多市内にあり	2 点
	知多建設事務所管内（知多市内を除く。）にあり	1 点
	上記に該当しない	0 点
②地域内での公共工事施工実績（過去 5 年間：令和 3 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日までに完了）※ ³ ※ ⁴	知多市内で実績あり	1 点
	該当なし	0 点
③の 1 防災協定等の締結状況※ ⁵⁻¹	防災、緊急修繕及び雪氷対策の全ての種類の協定を愛知県建設局又は都市・交通局と締結中	3 点
	防災、緊急修繕及び雪氷対策のうち 2 種類の協定を愛知県建設局又は都市・交通局と締結中	2 点
	防災、緊急修繕及び雪氷対策のうち 1 種類の協定を愛	1 点

	知県建設局若しくは都市・交通局と締結中、又は防災協定等を愛知県内市町村と締結中	
	該当なし	0点
③の2 過去3年間（令和5年4月1日から技術資料を提出する前日まで）における防災協定等に基づく活動実績の有無	愛知県建設局又は都市・交通局と締結した防災協定等（包括協定含む。）により4件以上の活動実績あり	2点
（過去5年間（令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで）における愛知県との包括協定に基づく防災活動実績を含む。）※5-2	愛知県建設局若しくは都市・交通局と締結した防災協定等（包括協定含む。）により3件の活動実績あり、又は愛知県内市町村と締結した防災協定等により3件以上の活動実績あり	1. 5点
	愛知県建設局若しくは都市・交通局と締結した防災協定等（包括協定含む。）により2件の活動実績あり、又は愛知県内市町村と締結した防災協定等により2件の活動実績あり	1点
	愛知県建設局若しくは都市・交通局と締結した防災協定等（包括協定含む。）により1件の活動実績あり、又は愛知県内市町村と締結した防災協定等により1件の活動実績あり	0. 5点
	該当なし	0点
③の3 前年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における活動実績として、愛知県建設局、都市・交通局又は愛知県内市町村が主催する防災協定等に基づく防災訓練の有無（愛知県との包括協定に基づく、愛知県建設局が主催する防災訓練を含む。）※5-3	愛知県建設局若しくは都市・交通局と締結した防災協定等（包括協定含む。）により2件以上の防災訓練の実績あり、又は愛知県建設局若しくは都市・交通局と締結した防災協定等（包括協定含む。）による防災訓練1件と愛知県内市町村と締結した防災協定等による防災訓練を合わせて3件以上の防災訓練の実績あり	1点
	該当なし	0点
④愛知県内におけるボランティア活動実績の有無※6-1※6-2※6-3※6-4	愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録事業（以降「安全まちづくり」という。）で活動実績あり、かつ愛知県の建設行政に係るボランティア活動の実績あり	2点
	安全まちづくりで活動実績あり、又は愛知県の建設行政に係るボランティア活動の実績あり	1点
	該当なし	0点
⑤女性の活躍促進宣言の有無※7	宣言あり	0. 5点
	宣言なし	0点
⑥休み方改革への取組実績※8-1※8-2	完全週休2日工事の取組証あり	2点
	月単位の週休2日工事の取組証あり	1点
	愛知県休み方改革マイスター企業認定の認定証あり	0. 5点
	該当なし	0点
⑦ISO14001認証取得の有無※9	認証あり	1点
	認証なし	0点

※¹建設事務所管内の区域については、別紙「各建設事務所の管内一覧」により確認してください。

※²建設業法に規定する土木工事業の営業登録をしている営業所に限ります。

※³元請として行った、建設業法上の分類による土木工事業（PC工事除く。）の工事を実績として認めます。

※⁴国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を求めます。

※⁵⁻¹防災協定等は、愛知県建設局若しくは都市・交通局の機関又は愛知県内市町村と締結したものです。なお、③の1の締結状況については、包括協定の締結は評価対象外です。

愛知県建設局又は都市・交通局との防災協定等とは「愛知県公共土木施設防災安全協定」に基づく次の内容を対象とします。なお、一つの協定書に記載されていても、それぞれ別の種類の協定としてみなします。

- ・巡視業務又は災害応急工事
- ・緊急維持修繕工事
- ・道路雪氷対策業務

愛知県内市町村との防災協定等とは、公共土木施設に関する次のいずれかの内容を対象とします。

- ・災害時の対応（情報収集又は復旧）に関するもの
- ・緊急的な維持修繕
- ・雪氷対策（休日や夜間においても発注者の要請により出動又は作業するもの）

協定等には次のものを含みます。

- ・協定、契約、覚書、登録制度、実施要領、依頼

公共土木施設とは「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる次の施設をいいます。

- ・河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道、公園

包括協定とは、愛知県が平成25年3月21日に以下の団体と締結した「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定」を指します。

- ・（一社）愛知県建設業協会
- ・（一社）愛知県土木研究会
- ・（一社）日本建設業連合会中部支部

※⁵⁻²③の2における活動実績は防災協定等（包括協定含む。）に基づく現場における実活動に限ります。

なお、正当な理由なく協定の履行を怠ったことにより解除された協定及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになったことにより解除された協定の「締結」及びその協定に基づく「活動実績」は、評価対象から除くこととします（ただし、包括協定に基づく防災活動実績は除く。）。

※⁵⁻³③の3において前年度における防災訓練を活動実績として認めます。

愛知県建設局又は都市・交通局が主催する防災協定等（包括協定含む。）に基づく防災訓練及び県内市町村が主催する防災協定等に基づく防災訓練を含みます。

ただし、包括協定に基づく防災訓練は、出動要請を受け、単体企業として出動応諾した場合に限ります。

※⁶⁻¹愛知県の建設行政に係るボランティア活動とは、愛知県建設局若しくは都市・交通局のアダプトプログラム関連事業（愛・道路パートナーシップ事業、河川愛護事業、海岸愛護事業、港湾・漁港海岸愛護事業）による活動又は愛知県建設局若しくは都市・交通局が参加、後援、届出承認などで公認している道路・河川・公園等の清掃活動とします。

※⁶⁻²「安全まちづくり」については、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間の活動を評価の対象とし、かつ活動報告書が翌年1月31日までに愛知県防災安全局県民安全課へ提出されているものを実績として認めます。

※⁶⁻³愛知県の建設行政に係るボランティア活動については、令和7年4月1日から技術資料を提出する前日までの期間の活動を評価の対象とし、かつ活動内容及び活動期間等を確認できる書類のあるものを実績として認めます。

ただし、愛知県建設局又は都市・交通局が参加、後援、届出承認などで公認している道路・河川・公園等の清掃

活動の評価の対象は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間の活動に限ります。

※⁶⁻⁴社員の個人的な活動ではなく、会社又は営業所として取り組んでいる活動を対象とします。

※⁷愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「女性の活躍促進宣言受理証明書」に記載の受理日が技術資料を提出する前日までのものを認めます。

※⁸⁻¹完全週休2日工事及び月単位の週休2日工事について、愛知県建設局又は都市・交通局発注工事における土木工事業（PC工事除く。）に係る取組実績を対象とし、取組証に記載の引渡し年月日が該当期間内（令和7年4月1日から技術資料を提出する前日まで）のものを認めます。なお、取組証に引渡し年月日の記載がない場合、別途引渡し年月日が確認できる資料を求めます。

※⁸⁻²愛知県休み方改革マイスター企業認定について、技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認めます。なお、認定区分は問いません。

※⁹本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

(3) ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置予定技術者に対するヒアリングを行うことがあります。ヒアリングを行う場合、その日時・場所等については別途通知します。

(4) 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、(2)の評価基準で審査して算出します。提出した書類等の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れでも書類の再提出は認められませんが、コピーミス等による場合や、県のデータとの不整合が認められた場合には、追加で確認資料の提出を求めることがあります。

(5) 技術提案の履行確認

ア 落札者の技術提案については、その履行を確保し評価内容を担保するために、契約書に提案内容を記載するとともに、監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

ただし、内容によって実施することが好ましくない場合もありますので、そうした内容については、監督員との協議により履行を認めない場合があります。

イ 請負者の責により技術提案の内容の不履行が認められた場合には、再度の施工をしなければなりません。ただし、再度の施工が不可能あるいは不合理であると認められる場合を除きます。

ウ 請負者の責により技術提案の不履行が確定した場合は、工事成績評定について、最大10点を限度に減点します。

(6) 技術評価点の値に疑問のある者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、落札者決定通知を受信した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内にその旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出してください。

理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に書面で回答します。

提出先

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6608

電子メール kensetsu-somu-keiyaku@pref.aichi.lg.jp

日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(7) その他

別記「総合評価落札方式に関する事項」（2）評価項目と評価基準及び事後審査資料別紙2に記載する愛知県の各組織については、令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。

[別紙]

1 「地方公共団体」の取り扱い

本公告における「地方公共団体」には、普通地方公共団体のほか、特別地方公共団体(一部事務組合等)も含まれます。

- (例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)
・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

2 「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限りです。

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

*注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

- (2) 地方公社

- ① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

「愛知県道路公社」(「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー(前田建設工業株式会社中部支店)を含む)、「名古屋高速道路公社」等

- ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

- ③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

- (3) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

- (例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)
・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

- (4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が所管しているもの

- (例)・全国都市緑化あいちフェア実行委員会

以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。

- ・公益財団法人愛知水と緑の公社
- ・公益財団法人愛知県都市整備協会

*注意事項

- ・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（単体及び経常建設共同企業体での入札）

今回 入札	過去 実績	入札参加資格			総合評価項目										
		企業施工実績	配置予定 技術者 施工経験	2年平均 工事成績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	中長期的な担い 手の確保・国家 資格等の取得 者・建設機械の 保有・ISO9 001	ICT活用工事	配置予定技術者 の施工実績・工 事成績・CP D・資格保有	営業所・災害協 定等・応急修 理・ボランティア ・応急危険度 判定士・ISO 14001	県内公共工事 実績（土木）	地域内企業 施工実績 （建築）	あいち女性輝き カンパニーの認 証・えるぼし認 定・プラチナえ るぼし認定・女 性の活躍促進宣 言・愛知県休み 方改革マイス ター企業認定	完全週休2日工 事・月単位の週 休2日(制)工事
単 体	単 体	該当工事全部を 認める	該当工事全部を 認める	該当業種工事全 部を対象とする	県内の営業所実 績（県外工事も 該当）を認める	該当業種工事全 部を対象とする	県内の営業所実 績を認める	制限なし	制限なし	元請工事の監理 技術者、監理技 術者補佐、主任 技術者又は現場 代理人としての 実績を認める	制限なし	該当業種工事全 部を認める	県内の営業所実 績を認める	制限なし	制限なし
	経 常 J V	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして対象と する		対象としない	実績として認め ない	対象としない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	ただし施工実 績、工事成績、 CPD及び資格 保有は同一人の ものとする		実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない
	特 定 J V			出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして対象と する	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして認める	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして対象と する	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして認める	実績として認め ない	出資比率20％以 上のもののみ単 体と同様の扱い として認める		実績として認め ない	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして認める	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして認める	実績として認め ない	出資比率20％以 上のもののみ単 体と同様の扱い として認める
経 常 J V	単 体	経常JVとしての 実績がなければ、 単体実績を認める	該当工事全部を 認める	対象としない	実績として認め ない	対象としない	実績として認め ない	経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	実績として認め ない	元請工事の監理 技術者、監理技 術者補佐、主任 技術者又は現場 代理人としての 実績を認める	経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	実績として認め ない	実績として認め ない	経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	実績として認め ない
	経 常 J V	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして対象と する（注2参 照）		全構成員が同じ である経常JV での該当業種工 事全部を対象と する	経常JVの実績 がある場合、全 構成員が同じで ある経常JVで の実績を認める	全構成員が同じ である経常JV での該当業種工 事全部を対象と する	全構成員が同じ である経常JV での実績を認め る	経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	全構成員が同じ である経常JV での実績を認め る	ただし施工実 績、工事成績、 CPD及び資格 保有は同一人の ものとする	経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	全構成員が同じ である経常JV での実績を認め る	全構成員が同じ である経常JV での実績を認め る	経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	全構成員が同じ である経常JV での実績を認め る
	特 定 J V			対象としない	実績として認め ない	対象としない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない		実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない

注1）本工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」の範囲を、経常共同企業体で入札する場合は「経常JV」の範囲を選びます。次に、過去の実績として、例えば、単体での実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「入札参加資格」の項目（「企業施工実績」、「2年平均工事成績」等）の列や「総合評価項目」の項目（「企業施工実績」、「建設機械の保有」等）の列がクロスする欄に、実績等の取扱いが記載されています。

注2）経常JVは、全ての構成員が同じのもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常JVでの実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。

[別紙]

各建設事務所の管内一覧

建設事務所名	管 内
尾張建設事務所	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域
一宮建設事務所	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域
海部建設事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
知多建設事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
西三河建設事務所	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域
知立建設事務所	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域
豊田加茂建設事務所	豊田市及びみよし市の区域
新城設楽建設事務所	新城市及び北設楽郡の区域
東三河建設事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域